

Smart Go@サービス利用規約

第1章 総則

(規約の制定目的)

第1条 当社は契約者に Smart Go@サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、Smart Go@サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したもののみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

第3条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「Suica」とは、東日本旅客鉄道株式会社が提供する IC カード「Suica 定期券」、「My Suica (記名式)」及び「モバイル Suica」をいいます。
- (2) 「SuicaID 番号」とは、東日本旅客鉄道株式会社が発行する Suica に割り振られた固有の識別番号をいいます。
- (3) 「利用実績データ」とは、SuicaID 番号で識別される Suica の利用実績に基づいて作成されるデータであり、経費精算業務によって契約者の経費として計上されたデータ及び計上する過程で本サービス対象者への確認や契約者における事務手続に用いるために契約者が作成したデータを除いた一切のデータをいいます。内容の詳細については、別紙1に定めるものとします。
- (4) 「従業員等」とは、契約者に所属する役員及び従業員をいいます。
- (5) 「経費精算業務」とは、従業員等による鉄道、バス等の交通機関の利用や物品購入等の費用の支払いにおいて、従業員等が支払った費用をその従業員等が所属する企業の費用として計上する一連の業務をいい、当該企業における予算実績管理業務を含むものをいいます。
- (6) 「本サービス」とは、契約者における経費精算業務の効率化の為に、契約者向けサイト上で利用実績データを閲覧し、取得することができる SaaS 型サービスをいい、別紙2 サービス機能仕様にて定めるものをいいます。
- (7) 「本サービス対象者」とは、従業員等のうち、本サービスによる経費精算業務の対象となる者

をいい、コンテンツサイトにて、自らが業務上利用する Suica の利用実績データの取扱いに関する同意文に同意し、SuicaID 番号を東日本旅客鉄道株式会社に申請している者をいいます。

(8) 「コンテンツサイト」とは、東日本旅客鉄道株式会社が運営・管理する、利用実績データを提供するサービスを行うサイトをいいます。

(9) 「契約者向けサイト」とは、契約者が本サービスを利用する上で必要となる利用実績データの取得を可能とするため、当社が開設する専用サイトをいいます。

(10) 「初期費用」とは、本サービスの導入のための環境構築にかかる費用で別紙 3 料金表に定めるものをいいます。

(11) 「月額料金」とは、本サービスの提供開始日を含む月以降に課金を開始する本サービスを利用するのに必要な月額料金で別紙 3 料金表に定めるものをいいます。

(12) 「請求対象ユーザ数」とは、本サービスで月額料金の算出対象となるユーザ数をいい、毎月 1 日～末日の間に契約者向けサイトの「Suica 情報一覧」の登録状況が「Suica 情報登録完了」となったメールアドレスの総数とします。なお、同一月内に同一のメールアドレスについて複数回「Suica 情報登録完了」となった場合、メールアドレスは 1 つとしてカウントします。

(13) 「本サービス ID 等」とは、本サービスに係る ID 及びパスワードをいいます。

(14) 「設定完了通知 メール」とは、本サービスを申込み者（以下、「申込者」といいます。）に対し、当社が送付するメールをいいます。本サービス提供開始日、本サービス ID 等、及びその他の設定値等を記載されたものをいいます。

第 2 章 契約

（申込みと承諾）

第 4 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の申込書により申し込むものとします。

2 前項の申込みに当社が承諾する場合、当社は申込者に対し、設定完了通知メールを送付するものとします。当該メールの通知をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 前項の申込者は日本国内に主たる事業所を持つ法人に限ります。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの申込者が第 12 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できないとき。
- (6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判

断したとき。

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(最低利用期間)

第5条 本サービスには最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供開始日を含む月から起算して1年とします。

3 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する別紙3に定める最低利用ユーザ数分の本サービス利用料金を一括して支払うものとします。

4 前項の規定にかかわらず、当社が第2条（本規約の変更）に基づき、本サービスの内容又は料金を変更し、契約者が当該変更承諾しない場合、契約者は当社からの通知より14日以内にその旨を届け出ることにより、最低利用期間中でも本サービスの利用を解約することができるものとします。

5 契約者が行う本サービスの全部又は一部の解約が、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度を利用した解約である場合は、前2項の規定を適用しません。

(自動更新)

第6条 最低利用期間満了の3か月前までに、契約者または当社いずれからも本契約を延長しない旨の書面による意思表示のない限り、本契約は、前条最低利用期間の終了日から自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(契約者の地位の承継)

第7条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約上の地位の譲渡)

第8条 契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解約)

第9条 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う本契約の解約)

第10条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (5) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (6) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。
- (7) 利用実績データを利用したサービスに関し、契約者、当社又は契約者に対して、利用実績データの有効性又は利用権原を争う目的で、知的財産権その他の権利に基づく訴訟提起又は仮処分の申立て等を行ったとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第11条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第12条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

(料金)

第13条 本サービスの料金は、別紙3料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第14条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 本サービスの料金算定は別紙3料金表に定めるところにより月額で算出するものとし、日割計算は行わないものとします。

3 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

4 当社は、契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

(延滞利息)

第15条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

(データの範囲)

第16条 当社は、任意にコンテンツサイトを指定し、追加又は削除することがあります。契約者は、これに異議を述べるることができないものとし、コンテンツサイトが削除された場合、以後本サービスにおいて当該コンテンツサイトの利用情報を閲覧・取得等ができなくなることを予め承知します。

2 当社は、契約者が取得することができる情報の項目を、追加又は削除することがあり、契約者はこれに異議を述べるることができないものとします。

3 本サービスによって得られる情報の内容及び取得期間については、当社が任意に定めることができるものとし、契約者はこれに異議を述べるることができないものとします。

4 本サービスから取得する情報の内容がいつの時点のものであるかについては、コンテンツサイト側の状態により異なります。

5 当社は、任意のタイミングでコンテンツサイトから情報を自動で取得します。

6 本サービスによって得られる情報の保存期間は、当社が任意に定めるものとし、これらの情報が第9条（契約者が行う本契約の解約）、第10条（当社が行う本契約の解約）、第11条（利用中止）又は第25条（本サービスの廃止）により損失しても当社はなんら責任を負わないものとします。

(データに関する責任)

第17条 第23条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（利用実績データ及びコンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について、完全性、確実性、正確性等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

第18条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複製又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

(データの削除)

第19条 当社は、第25条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、第9条(契約者が行う本契約の解約)又は第10条(当社が行う本契約の解約)の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第20条 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果についていかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負いません。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

(安全管理措置)

第21条 契約者は、利用実績データについて、情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければなりません。

2 契約者は、利用実績データの取扱いにつき、次の安全管理措置を講じるものとします。

(1) 物理的安全管理措置

① 入退館(室)管理の実施

② 施錠管理、所定の場所からのパソコン、記録媒体等の持ち出し禁止等、利用実績データの漏洩、盗難等に対する対策

③ 機器・装置等の物理的な保護

④ その他物理的安全管理上必要な措置

(2) 技術的安全管理措置

① 利用実績データのアクセスにおける識別と認証

② 利用実績データのアクセス制御

③ 利用実績データのアクセス権限の管理

④ 利用実績データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策

⑤ 利用実績データの移送・通信時の対策

⑥ 利用実績データを取り扱う情報システムの動作確認
時の対策

⑦ 利用実績データを取り扱う情報システムの監視

3 契約者は、利用実績データ又は個人情報漏洩した場合は、拡大防止の措置その他当社又は当社の指定する者、契約者及び本サービス対象者の被害を最小限にとどめるためのあらゆる措置を直ちに講じるとともに、漏洩の事実及び講じた措置について当社に報告するものとします。

(データ管理方法)

第22条 当社は、利用実績データの管理状況に関して疑義が生じた場合には、都度管理状況を確認することができるものとする。契約者は、合理的な理由がある場合を除いて、直ちに確認に応ずるものとする。

2 契約者は、受領した利用実績データについて、受領から1年以内に、複写、複製を含め、その一切を破棄するものとします。但し、(i)個人情報保護法により、1年を超えて保存義務が生じる場合、及び(ii)利用実績データ又はそれを複写、複製したものを帳票書類として用いる場合は、本項本文にかかわらず、契約者は、当該保存義務の期間経過後に、複写、複製を含め、その一切を破棄するものとします。

3 契約者は、本サービスの利用に際し、個人情報保護法その他適用法令を遵守するものとします。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第23条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して72時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、当該時間数から72時間を引いて24で割ることにより算出される数の整数部分を停止日数とし、本サービスの月額単価の30分の1に停止日数を乗じた額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用し

ないものとしします。

4 天災、停電、通信障害、感染症の発生その他の不可抗力により、契約者の利用実績データの取得に著しい困難が生じた場合、又は利用実績データの消失が発生したことにより利用実績データの取得ができなかった場合（いずれの場合についても、当社に帰責事由のないときに限る。）、これにより契約者に生じた損害（逸失利益及び間接損害を含む。）について、当社は一切の責任を負いません。

5 天災、停電、通信障害、感染症の発生その他の不可抗力により、当社が本サービスの全部又は一部を提供できなくなった場合において、当社に帰責事由のないときは、そのことにより利用実績データに不備が生じても当社は一切の責任を負いません。

6 契約者が利用実績データを取得した後に、当社の帰責事由によらずにシステム障害、事故等（データの漏洩及び不正利用等を含む。）が生じた場合には、契約者において対応するものとし、当社は、契約者及び本サービス対象者に対し、一切の責任を負いません。

第7章 雑則

（免責）

第24条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとしします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとしします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとしします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されません。

（本サービスの廃止）

第25条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとしします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとしします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおい

て、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第26条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの利用開始日までに、本サービス対象者に対し、本サービスの内容を説明し、その内容に同意を得ること。
 - (2) 本サービス対象者が Suica の利用に当たって「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」等の Suica の利用に関わる規約を遵守するよう、本サービス対象者に指示すること
 - (3) 本サービス対象者は契約者の従業員等から選定すること
 - (4) 本サービス対象者の追加や除外が発生した場合、遅滞なく契約者向けサイトにおいてその事実を反映すること
 - (5) 本サービス対象者が業務上利用している SuicaID 番号が変更になった場合、当該サービス対象者について遅滞なく契約者向けサイトにおいて除外及び追加の登録を行うこと
 - (6) 受領した利用実績データが、本サービス対象者が業務上利用した実績であることを確認し、本サービス対象者の Suica 利用実績データと異なるデータを見つけた場合には、速やかに当社に対して書面にて報告すること
 - (7) 本サービスに関する本サービス対象者からの問い合わせについては契約者が対応すること
 - (8) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (9) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (11) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (12) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (13) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (14) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
 - (15) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (16) 本サービスを利用している事実及び本サービスの内容を公表する場合には、事前に当社に書面により通知するものとし、契約者、当社及び東日本旅客鉄道株式会社の三者間で協議の上対応を決定することし、その決定内容に従うこと
 - (17) 前各号に違反するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る本サービス ID 等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、本サービス ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、本サービス ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第27条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(設備等の準備、切り分け等)

第28条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な設備（コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線、及びその他設備等）を保持し管理するものとします。

2 契約者は、本サービス対象者が使用する電子メールアドレスその他本サービスの利用にあたり必要になる当社指定の情報（以下「登録情報」という）を、契約者向けサイトにて登録する必要があります。当社は、契約者が本項に基づき契約者向けサイトに登録した登録情報を、本契約の目的に必要な範囲で東日本旅客鉄道株式会社に提供します。契約者は、登録情報に従業員等の情報（メールアドレスを含むがこれに限られません）が含まれる場合、契約者の責任において当該従業員等にその旨説明し、承諾を得るものとします。

3 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービス料金には含ま

れず、契約者が直接これを負担するものとします。

4 契約者は、本サービスが利用できなくなった時は、遅滞なく、1項に基づき管理する設備の故障有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。

5 前項の調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を契約者に通知するものとします。

6 契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとします。

(当社の知的財産権)

第29条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル、利用実績データ等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。ただし、当社は又は当社の指定する者は、利用実績データについては、契約者が経費精算業務を実施する上で必要最低限の複製、複製及び保存を行うことを許諾しますが、それ以外のいかなる権利も付与しません。

2 契約者は、プログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第30条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

(秘密情報の取扱い)

第31条 本規約において、「秘密情報」とは、次の各号に定める情報をいいます。

(1) 本契約に関連して契約者又は当社が相手方に対し、文書、口頭その他の媒体を問わず、秘密情報である旨を明示して開示した情報(利用実績データを含むが、これらに限られません。ただし、文書により開示された情報については、当該情報の秘密性を保持すべき旨の指定が当該文書上に明示されたもの、電子データにより開示された情報については、当該電子データを表示装置で表示する等可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密情報である旨が明らかになるよう表示がなされたものに限られ、これら以外の方法により開示された情報については、当該開示から30日以内に秘密情報である旨及びその要旨が文書で通告されたものに限られます。)

2. 契約者及び当社であって、秘密情報を受領する者（以下「受領当事者」という。）は、契約者及び当社であって、秘密情報を開示する者（以下「開示当事者」という。）から入手する秘密情報を善良な管理者の注意をもって保持し、本規約に別段の定めがある場合を除き、開示当事者の書面による事前の同意なく開示し又は漏洩してはなりません。

3. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、受領当事者の従業員等のうち本契約の履行のため秘密情報を知る必要のある者、若しくは弁護士その他法令上秘密保持義務を負う者で受領当事者が対象サービスに関する業務を委託した者に対し、必要な範囲で秘密情報を開示し、又は、法令の規定、裁判所その他公的機関からの強制力のある命令に従い、秘密情報を開示することができるものとします。

4. 受領当事者は、開示当事者から開示された秘密情報を、本契約の履行以外のいかなる目的にも使用しないものとする。また本契約の履行に必要な範囲を超えて、印刷、撮影、複写、録音、電子データ等への転換等の方法により秘密情報を有形・無形で複製（かかる複製により作出されたものを、以下「複製物」という。）してはなりません。

5. 受領当事者は、開示当事者から要求があった場合、遅滞なく秘密情報及び秘密情報の複製物の全てを、開示当事者の指示に従い廃棄するものとします。

6. 受領当事者は、秘密情報に接する自己の従業員等（退職者を含む）をして、本契約上の開示当事者に対する自己の義務と同等の義務を課し、かかる義務を遵守させるものとします。受領当事者は、自己の従業員等のかかる義務の違反につき、一切の責任を負うものとします。

7. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報には該当しないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知であった情報。
- (2) 開示の時点で受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、既に保有していた情報。
- (3) 受領当事者が秘密情報と無関係に独自に開発した技術・知識等に関する情報。
- (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報。
- (5) 開示当事者が事前に、書面により公表を承認した情報。
- (6) 開示当事者が第三者に秘密保持義務を課すことなく開示した情報。
- (7) 開示当事者から受領後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報。

8. 本条の各規定は、本契約終了後3年を経過する日まで存続するものとします。

(第三者開示)

第32条 前条第2項の定めにかかわらず、受領当事者は、受領した秘密情報を、本契約の目的に必要な範囲内に限り、その責任において、第三者に対して開示することができる。ただし、受領当事者が秘密情報を開示する第三者については、事前に開示当事者に対してその名称を書面で通知し、開示について開示当事者の書面による承諾を取得するものとします。

2. 前項の規定に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合、受領当事者は、当該第三者に対し、本契約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

3. 契約者及び当社は、事前に相手方に対してその名称を書面で通知し、相手方の書面による承諾を

取得した場合、第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させることができる。かかる場合も、第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させる当事者は、当該第三者に対し、本契約に基づき自らが負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を課すものとします。

4. 契約者又は当社が、第1項の規定に基づいて第三者に秘密情報を開示し、又は第3項の規定に基づいて第三者を本契約に関する打ち合わせ等に出席させた場合、当該第三者の秘密保持義務違反は、当該第三者に秘密情報を開示した当事者、又は当該第三者を対象サービスに関する打ち合わせ等に出席させた当事者の秘密保持義務違反とみなします。

5. 次の各号に掲げる者は、本契約の締結をもって、契約者が第1項及び第3項に定める書面による通知を行い、当社の承諾を取得したものとみなします。

(1) 契約者が経費精算業務の目的において、利用実績データを提供する第三者。

6. 次の各号に掲げる者は、本契約の締結をもって、当社が第1項及び第3項に定める書面による通知を行い、契約者の承諾を取得したものとみなします。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

(2) 株式会社ジェイアール東日本情報システム

(3) 三菱総研 DCS 株式会社

(第三者への委託)

第33条 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第20条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

(管轄裁判所)

第34条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第35条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第36条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙 1 利用実績データ

利用実績データとして契約者向けサイトで表示される項目は以下の通りです。

但し、「契約者作成データ」欄に○があるものは、契約者が作成したデータです。

No	項目名	説明	サンプルデータ	契約者作成データ
1	No.	本サービスで連番で付与する番号	1	
2	本人確認	「通勤費」「旅費」「誤利用」を本サービスで表示。本人修正した際には修正前後を表示	誤利用→通勤費	○※ 1
3	修正理由	本人確認で修正した理由が表示	休日出勤	○
4	通勤費フラグ	設定された経路情報に一致したものに「ON」が表示	ON	
5	要確認	契約者が設定した条件に一致したものに「ON」が表示	ON	
6	理由	上記の理由が表示	休日の曜日のため	
7	日付	利用履歴の発生日付	2021/02/01	
8	時刻	利用履歴の発生日時刻	12:38:36	
9	ユニークID	契約者が入力したIDを表示	1234567	○
10	社員名	契約者が入力した名称を表示	大手 太郎	○
11	カード番号	SuicaID番号の下4桁	1234	
12	処理内容	処理詳細を元に本サービスで付与	出場	
13	処理詳細	処理詳細を表す名称	出場	
14	利用会社①	乗車駅の事業者名称	東日本旅客鉄道㈱	
15	利用場所①	乗車駅の駅名	東京	
16	利用会社②	降車駅の事業者名称	東日本旅客鉄道㈱	
17	利用場所②	降車駅の駅名	浜松町	
18	利用額	Suicaの利用額	-154	
19	残額	Suicaの残額	2853	
20	精算年月	本サービスで付与する年月（No7の日付を元に付与）	2021/02	

※ 1 No 2の本人修正後のデータは本サービス対象者が修正したもの

別紙2 サービス機能仕様

1.提供機能

本サービスにおいて提供する機能は、下表のとおりとします。

カテゴリ	機能項目	内容
運用者利用設定	運用者管理	本サービスの運用者を登録可能とする
	社休日管理	契約者企業の休日を登録可能とする
	イレギュラー管理	社休日、物販、高額利用等のイレギュラー判定条件を設定する
	本サービス対象者通勤ルート登録	本サービス対象者毎の通勤ルートを登録することで、利用履歴毎に「通勤費」か「旅費」のフラグを付与する
本サービス対象者 (以下、別紙2及び 別紙3において「ユ ーザ」という)情報 管理	ユーザ情報登録/編集/削除	ユーザ情報を登録/編集/削除する
	ユーザ情報一括登録/一括削除	ユーザ情報を一括登録/一括削除する
	ユーザ情報一覧	ユーザ情報を所定の条件で検索し、一覧表示する
データ取得	データ取得実行	ユーザの利用実績データの取得を行う ※利用実績データの取得は本サービスに登録した月の翌月1日からのデータとなります
	イレギュラー判定	取得した利用実績データに対して、運用者が設定したイレギュラー条件を元に判定処理を行う
	通勤費/旅費判定	ユーザ毎の通勤ルート登録を元に「通勤費」か「旅費」の判定処理を行う
	データ保存	取得した利用実績データにイレギュラー判定結果を付与したデータを本サービスに保存する
利用実績データ管理	利用実績データ一覧	イレギュラー判定結果を付与した利用実績データの一覧を画面表示及びCSV形式でダウンロード可能とし、イレギュラーや通勤費/旅費となる交通費の確認を容易にする

本サービス対象者	「通勤費/旅費」確認・修正	運用者利用の設定により、本サービス対象者自身が各利用実績データに付与された「通勤費/旅費」を確認可能とする。また「通勤費/旅費」区分の修正や修正の理由登録を可能とする
----------	---------------	---

別紙3 「料金表」

通則

1. (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. (消費税相当額の加算)

第14条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に消費税相当額を加算した額とします。

3. (月額料金)

(1)「1 ユーザ当たりの月額単価」は別紙3の5に定めます。

月額料金は、1 ユーザ当たりの月額単価に、請求対象ユーザ数を乗じた額とします。なお、請求対象ユーザ数は、10 ユーザ単位とし10 ユーザ未満は切り上げます。

(2)最低30 ユーザ(以下「最低利用ユーザ数」といいます。)から、10 ユーザ単位(10 ユーザ未満は切り上げ)でのご利用になります。

(例：55 ユーザの場合は60 ユーザのご利用になります。)

(3)30 ユーザに満たない場合は、請求対象ユーザ数を30 ユーザとしてご請求いたします。

4. (請求時期)

利用料金「①初期費用、②月額料金」について、以下の時期で請求いたします。

① 初期費用

無料。

② 月額料金

当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。

5. (利用料金)

① 初期費用

項目	内容	単位	料金
初期設定費用	<初期設定時の以下の対応費用> ・契約者向けサイト（ログイン URL 等）の設定 ・企業システム管理者の登録（契約者向けサイトへのログイン ID、パスワード、連絡用メールアドレス。最大 10 名設定可能） ・上記の完了通知	1 申込毎に	無料

② サービス利用料（月額単価）

ユーザ数	1 ユーザ当たり	10 ユーザ当たり
30～	800 円（税込 880 円）	8,000 円（税込 8,800 円）

附則（2019年9月13日 ACサ第00543121号）

（実施期日）

1. この改定規約は、2019年9月20日より実施します。

（経過措置）

2. 2019年12月27日までの間に新規申込を当社が承諾した場合は、別紙3「料金表」に規定する利用料金に関わらず2019年12月31日までに発生する初期費用及び月額費用を適用しません。
3. 当社は、本附則実施日以前に本規約の規定により生じた料金その他の債務に係る債権については、当該実施日において、なお本規約の定めのとおりとします。
4. 本附則実施日以前に本規約によりその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお本規約の定めのとおりとします。

附則（2019年12月24日 ACス第00584689号）

（実施期日）

1. この改正規定は、2020年1月8日から実施します。

（経過措置）

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2020年4月6日 APS第00634235号）

（実施期日）

1. この改正規定は、2020年4月15日から実施します。

（経過措置）

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（2020年9月16日 APS第00689882号）

（実施期日）

1. この改正規定は、2020年10月1日から実施します。

（経過措置）

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前

のとおりとします。

附則（2021年2月17日 A P Sス第00745096号）

（実施期日）

1. この改正規定は、2021年2月24日から実施します。

ただし、第14条第1項（料金の支払義務）の規定及び別紙3「料金表」については、2021年3月1日から実施します。

（経過措置）

2. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。